

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（昇格・昇給の基準）</p>	<p>（昇格・昇給の基準）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（<u>平成17年条例第39号。以下「勤務時間条例」という。</u>）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（<u>平成17年条例第39号</u>）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>（給料の支給）</p>	<p>（給料の支給）</p>
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>
<p>第6条</p>	<p>第6条</p>
<p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から<u>勤務時間条例</u>第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日（<u>以下「週休日」という。</u>）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>	<p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から<u>春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</u>第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日（<u>第16条の3第1項において「週休日」という。</u>）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>
<p>（地域手当）</p>	<p>（地域手当）</p>
<p>第9条の2</p>	<p>第9条の2</p>
<p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>

(通勤手当)

第10条

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に

(通勤手当)

第10条

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員 2,100円

イ 使用距離が片道4キロメートル以上20キロメートル未満である職員 2,100円に片道4キロメートル以上の距離2キロメートルを加えるごとに1,100円を加算した額

ウ 使用距離が片道20キロメートル以上47キロメートル未満である職員 10,900円に片道20キロメートル以上の距離3キロメートルを加えるごとに1,650円を加算した額

エ 使用距離が片道47キロメートル以上である職員 27,400円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に

応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（合計額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

（超過勤務手当）

#### 第12条

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の

応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

（超過勤務手当）

#### 第12条

3 前2項の規定にかかわらず、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する規則に定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日給）

第13条

- 3 前2項の休日とは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他規則で定める日をいう。

（休日給）

第13条

- 3 前2項の休日とは、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、同条例第9条に規定する年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他規則で定める日をいう。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。